

心情フォトクラブ会則

1、名 称

このクラブは「心情フォトクラブ」（以下本クラブという。）という。

2、目 的

本クラブは（社）神奈川県情報サービス産業協会（以下神情協という。）会員による写真の同好会として、相互の親睦を図る事を目的とする。

3、会 員

1) 本クラブの会員は、神情協に加盟している会社の役員・従業員とし、入会希望者は会長の承認を得て、入会を認めるものとする。

2) 但し、非協会会員は会員の推薦を受け、会長の承認を得て、入会を認めるものとする。

4、役 員

本クラブに、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会計 1名

会長、副会長、会計は総会において選任する。

任期は1年とし再任することが出来る。

5、名誉会長、顧問、相談役

1) 本クラブに、必要により名誉会長、顧問、相談役を置く。名誉会長、顧問、相談役は総会の推薦により会長が委嘱する。

2) 本クラブの運営を円滑に行うために、事務局を置く。事務局の担当者は総会の同意を得て会長が委嘱する。

6、総 会

1) 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2) 通常総会は事業年度終了後、3ヶ月以内に開催する。

3) 通常総会において役員の変更、事業計画、事業及び会計報告を行う。

4) 臨時総会は重要事項が生じた時に開催する。

7、行 事

1) 撮影会

季節に応じ、撮影会を開催する。

2) 写真コンテスト

会員の希望により開催する。

3) 写真展示

神情協の総会、賀詞交等のイベント時に作品の展示を行う。その他、神情協事務局、

健康保険組合等関連施設に展示を行う。

4) その他

勉強会、新年会、忘年会等を行う。

8、入会金及び会費

1) 本クラブの会員になろうとするものは、入会金を納入しなければならない。

入会金は6,000円を一括支払うものとする。

2) 会費は無料とするが、必要により徴収する事がある。

3) 事業及び会計年度は当年4月1日より翌年3月31日までとする。

9、退 会

1) 本クラブの会員は退会しようとする時は、口頭若しくは文書で会長に申し出て退会する事が出来る。

2) メーリングリスト等により行事連絡等をして、なんら回答がない場合(事業年度内)は、総会において退会とする。但し、その後本人の申し出があった場合は、会長の承認を経て再度入会を認める。

補 遺

当会の名称の「心情フォトクラブ」とは、心に残る情景(自分の目に映じたありさま)を写真にしようという、写真大好きな人の集まりです。と同時に神情協の(シンジョウ)という呼び名を戴いたものであります。

付 則

平成10年6月3日設立

平成12年6月1日改定

平成13年6月1日改定

平成20年5月11日改定

平成27年5月23日改定